資料６

障害者虐待の現況について（報告）

障害者虐待の通報について

本市では、障害者虐待防止法に基づき、障害福祉課内に障害者虐待防止センターを設置し、障害者虐待に関する通報又は届出の受理を行い、必要に応じて障害者及び養護者に対する支援等を行っています。

具体的には、虐待に関する通報や届出を受理した際には、虐待を受けた障害者の保護に係る緊急性を判断し、その後、状況に応じて事実確認や調査を進めています。調査の過程では、医療機関、福祉サービス事業所、警察など関係機関との連携を図り、迅速かつ適切な支援を行っています。

事例としては、令和６年度、７年度は新規で緊急一時保護を実施したケースはありませんでしたが、通報受理後、虐待を受けた障害者の意向を確認しながら、区役所の福祉に係る部署や障害者基幹相談支援センター等の関係機関と連携し、グループホームに入居したケースや、定期的に障害福祉課職員が自宅を訪問して見守るケースなどがありました。

なお、令和２年３月から始まった緊急一時保護の件数は、令和３年度１件、令和４年度２件、令和５年度４件、令和６年度０件、令和７年度０件となっています。

令和３年度から令和７年度までの障害者虐待通報の件数は下表のとおりです。

【表：直近５年間の障害者虐待通報件数(カッコは重複する件数を除く)】

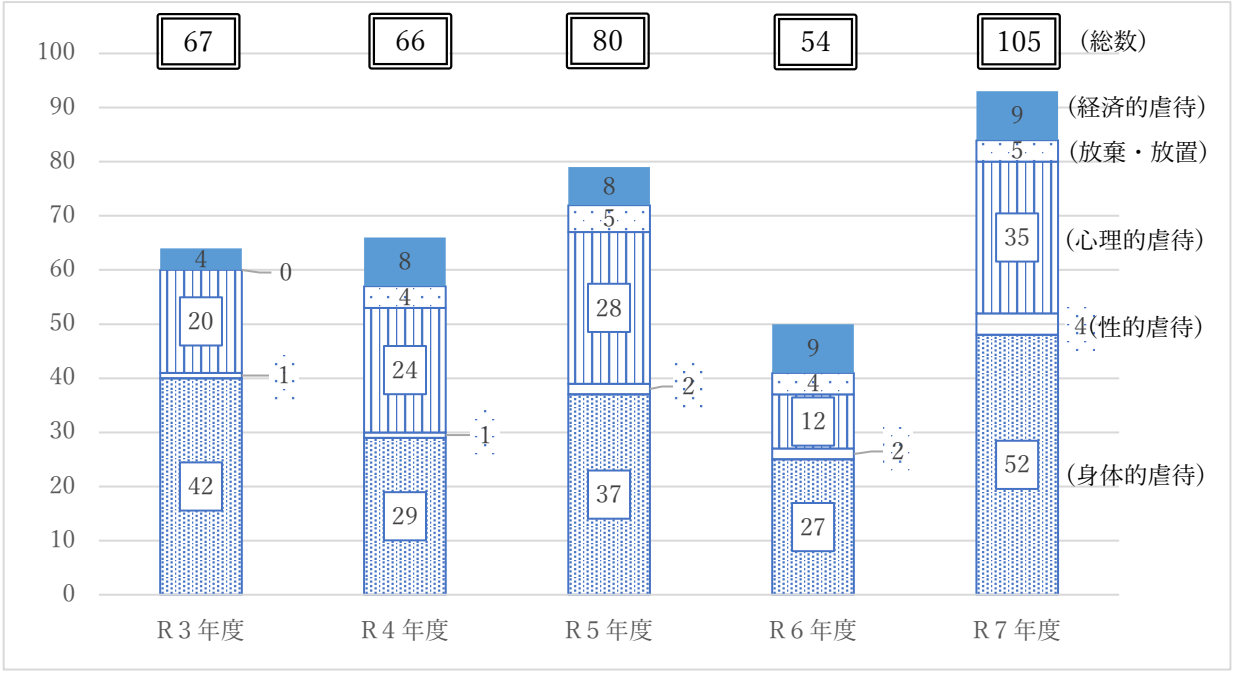
区　　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
養護者による虐待	85(66)	109(51)	66(54)	68(49)	123(104)
施設従事者による虐待※1	58(38)	99(41)	67(51)	78(26)	111(74)
使用者による虐待※2	7(6)	3(3)	6(3)	6(5)	4(3)
その他※3	324(84)	130(40)	177(100)	487(214)	934(247)
合　　計	474(194)	341(135)	316(208)	639(294)	1172(428)

※1　令和６年４月１日の精神保健福祉法改正により、精神科病院の業務従事者による患者への虐待を発見した際の、都道府県等への通報が義務化されたため、令和６年度以降、「施設従事者による虐待」に件数を含んでいる。

※2　労働局が管轄。通報受理後は本市から県へ通知し、県から労働局へ報告。

※3　虐待に該当しない問合せや相談など。

【図：養護者による虐待の通報種別内訳】



※　事案によっては１ケースに複数の虐待種類を含む。